

# 書面掲示事項等

保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が書面掲示することとされている事項について掲載しています。

## 有限会社山本薬局をご利用の皆様へ

後発品の調剤を積極的に行っております。

健康に関するご相談もお受けしておりますので、

薬局スタッフまでお気軽にお申し付けください。

## 取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

- ・ 健康保険法に基づく保険薬局としての指定
- ・ 生活保護法に基づく指定
- ・ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
- ・ 労働者災害補償保険法に基づく指定
- ・ 児童福祉法に基づく指定
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

## 「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収書発行の際に個別の

調剤報酬算定項目のわかる明細書を無料で発行します。公費等により自己負担金がない

患者様にもお渡ししております。希望されない患者様は受付へその旨をお申し出ください。

## 療養給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する揭示義務等

- ・ 薬剤の容器代については原則として頂いておりません。
- ・ 患家へ調剤した医薬品の持参料については患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料は原則として頂いておりません。
- ・ 希望に基づく甘味剤等の添加については（治療上の必要性がなく、問題がない場合）、原則として料金は頂いておりません。
- ・ 希望に基づく一包化（※服用時点ごとにまとめてパックする事）については（治療上の必要性がなく、問題がない場合）、医師の指示があった場合に限り規定の調剤報酬点数表に従い、算定後、徴収いたします。

## 薬剤服用歴管理指導料算定について

調剤基本料1を算定しております。

よって、お薬手帳を持参された方（原則過去3月内に処方せんを持参した患者に限る）には、服薬管理指導料が45点となります。

しかし、過去3月内に処方せんを持参のなかった患者及び、初めて来局される患者、手帳を持参していない患者は 服薬管理指導料が59点となりますので、ご了承ください。

## 後発医薬品調剤体制加算について

後発医薬品の使用数量の割合が

90%以上の店舗につきましては後発医薬品調剤体制加算3（30点）を

85%以上の店舗につきましては後発医薬品調剤体制加算2（28点）を

処方箋受付1回につき算定しております。ご了承ください。

## 夜間・休日等加算について

下記時間に夜間・休日等加算を処方箋受付 1 回につき

40 点加算しています。ご了承下さい。

平日の 19：00 以降、土曜の 13：00 以降

## 医療情報取得加算について

オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、

医療情報取得加算を算定しております。あらかじめご了承ください。

## 医療 DX 推進体制整備加算について

下記事項を行っているため、医療 DX 推進体制整備加算を算定しています

- ・ オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、  
調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。
- ・ マイナ保険証カードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い  
医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・ 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を  
実施しています。

## 長期収載品の調剤に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を調剤した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。

※長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、

後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。

対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

